

特定最低賃金及び労使協定の最低額

件名	現行	労使協定の最低額	
		令和7年度	令和8年度
埼玉県非鉄金属製造業最低賃金	1,161	1,208	1,301
埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金	1,177	1,189	1,284
埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	1,168	1,187	1,265
埼玉県輸送用機械器具製造業最低賃金	1,165	1,173	1,229
埼玉県自動車小売業最低賃金	1,152	1,169	1,219

【単位：円/時間】